

伊丹市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 30 年 4 月 制定）

（目的）

第 1 条 この要綱は，母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に必要な資格取得のため養成機関で修業する場合に，その修業期間における生活の負担軽減を図るための給付金を支給することにより，母子家庭及び父子家庭の経済的な自立を支援することを目的とする。

（給付金の種類）

第 2 条 この要綱に定める給付金の種類は，次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第 31 条第 3 号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

（支給対象者）

第 3 条 訓練促進給付金の対象者は，母子家庭の母（法第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童（20 歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）及び父子家庭の父（法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）であって，養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において，次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし，第 2 号については，前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合は前々年）の所得が同号の所得水準を超えた場合であっても，前々年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には，3 年前の年）の

所得が同号の所得水準にある時は，要件を満たすものとみなす。

- (1) 市内に住所を有しており，現に居住していること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (3) 養成機関において6月以上にわたるカリキュラムを受講し，対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (5) 過去に訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと（准看護師養成機関を修了した後，引き続き，看護師養成機関において修業する者が，当該准看護養成機関における修業について訓練促進給付金の支給を受けた場合を除く。）。

2 修了支援給付金の対象者は，次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし，第2号については，前年（1月から7月までの間に申請する場合には，前々年）の所得が同号の所得水準を超えた場合であっても，前々年（1月から7月までの間に申請する場合には，3年前の年）の所得が同号の所得水準にあるときは，要件を満たすものとみなす。

- (1) 修業開始日及び養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において，母子家庭の母又は父子家庭の父であること。
- (2) 修業開始日及び修了日において，児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (3) 修業開始日及び修了日において，就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (4) 修了日において，市内に住所を有しており，現に居住していること。
- (5) 養成機関において6月以上にわたるカリキュラムを修了し，対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (6) 過去に修了支援給付金の支給を受けたことがないこと。

（対象資格）

第4条 この事業の対象となる資格は，就職の際に有利となるものであって，かつ，養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものであって，次に掲げるものとする。

- (1) 看護師（准看護師を含む。）
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 歯科衛生士
- (7) 美容師
- (8) 社会福祉士
- (9) 製菓衛生師
- (10) 調理師
- (11) シスコシステムズ認定資格
- (12) L P I 認定資格
- (13) 前各号に定めるもののほか，市長が特に認めるもの（支給額等）

第5条 訓練促進給付金の支給額は，次の各号に掲げる対象者の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

- (1) 訓練促進給付金の対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに支給の請求をする場合にあっては，前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし，同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次項第1号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。

次項第1号において同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。))については、月額14万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万500円)

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 修了支援給付金の対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5,000円
(事前相談の実施)

第6条 市は、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

2 前項の事前相談においては、市は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握しなければならない。

3 第1項の受給相談を行う際には、併せて、兵庫県社会福祉協議会が実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介するものとする。

(支給申請等)

第7条 訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けようとする者は、給付金の種類に応じ、次に掲げる日以後に、伊丹市高等職業訓練促進給付金等支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(1) 訓練促進給付金 修業開始日

(2) 修了支援給付金 修了日

2 訓練促進給付金の支給を申請するときは、申請書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該対象者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第２号）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(2) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びその世帯全員の住民票の写し

(3) 当該対象者及び同一の世帯に属する者の当該年度（４月から７月までに申請する場合は前年度）の所得証明書

(4) 修業している養成機関の長が在籍を証明する書類

3 修了支援給付金の支給を申請するときは、申請書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに定める書類

(2) 修業していた養成機関の長が修了を認定する修了証明書

4 前2項の規定に基づく申請書に添付すべき書類については、その内容を公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

5 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内になければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、伊丹市高等職業訓練促進給付金支給（変更）決定通知書（様式第3号）及び伊丹市高等職業訓練修了支援給付金支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、訓練促進給付金にあつては、当該申請をした日の属する月以降の各月において、伊丹市高等職業訓練促進給付金請求書（様式第5号）に出席状況確認書（様式第6号）その他必要な書類を添付の上、市長に提出するものとし、修了支援給付金にあつては、修了日以降に伊丹市高等職業訓練修了支援給付金請求書（様式第7号）に卒業証明書その他必要な書類を添付の上、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該給付金を支給するものとする。

(支給額の変更)

第9条 訓練促進給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）は、当該受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定により給付金の支給を決定した申請者の世帯について、市町村民税の課税状況の変更の理由により、給付金の支給額を変更したときは、伊丹市高等職業訓練促進給付金支給(変更)決定通知書(様式第3号)により、当該支給対象者に通知するものとする。

(支給期間等)

第10条 訓練促進給付金の支給期間は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 第3条に規定する支給対象者が第4条の対象資格を取得するために修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間
- (2) 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算60月を超えない期間(令和7年度以前に修業を開始し、令和8年4月1日時点で修業中の者についても同様とする。)
- (3) 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わる。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関等を修了する者が、看護師等の資格を取得するために、引き続き養成機関で修業をする場合においては、原則として、看護師養成機関等の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第11条 市長は、受給者に対し、必要に応じて在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めるほか、修得単位証明書の提出を求めることができる。

(受給資格喪失等の届出)

第12条 受給者は、第3条に規定する支給対象者としての要件に

該当しなくなったときは，伊丹市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第8号。以下「資格喪失届」という。）をその事由が発生してから14日以内に，市長に届出しなければならない。

（支給決定の取消）

第13条 市長は，前条の規定により資格喪失届を受理したときは，その支給決定を取り消し，伊丹市高等職業訓練促進給付金取消決定通知書（様式第9号）により，受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第14条 市長は，訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けた者が偽りその他の不正の手段により，訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給を受けたとき，又は支給要件に該当しなくなったときは，支給額に相当する金額の全部又は一部を当該支給を受けた者から返還させることができるものとする。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始した支給対象者に支給する訓練促進給付金等に関する特例）

2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに養成機関において修業を開始した支給対象者に対して訓練促進給付金を支給する場合における第3条第1項，第4条，第5条第1項及び第6条第1項の規定の適用については，第3条第1項第3号中「1年」とあるのは「6月」と，第4条中「法令の定めにより」とあるのは「就職の際に有利となるものであって，かつ，」と「1年」とあるのは「6月」と，第5条第1項第1号中「最後の12月」とあるのは「最後の12月（その期間が12月未満であるときは，当該期間。次号において同じ。）」と，第6条第1項中「1年」とあ

るのは「６月」とする。

- 3 前項に規定する支給対象者に対して修了支援給付金を支給する場合における第３条第２項の規定の適用については、同項第５号中「１年」とあるのは、「６月」とする。

付 則

この要綱は、令和元年７月１６日から施行し、改正後の伊丹市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第５条及び第１０条の規定は、令和元年５月に支給する高等職業訓練促進給付金から適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は令和３年５月２８日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の伊丹市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（次項において「改正後要綱」という。）第５条第１項及び第７条第２項の規定は、令和３年８月以後の月分の高等職業訓練促進給付金の支給について適用し、同年７月以前の月分の当該高等職業訓練促進給付金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後要綱第７条第３項の規定は、令和３年８月以後の月分の高等職業訓練修了支援給付金の支給について適用し、同年７月以前の月分の当該高等職業訓練修了支援給付金の支給については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和４年５月１１日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和５年５月９日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年９月２０日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

付 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

伊丹市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者氏名

(※)本人が自署しない場合は、
記名押印してください。

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金 の支給を受けたいので下記により申請します。
※ いずれかに○をつけること。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
②住 所	(〒 -)	電話 (-)	
③過去の受給の有無	過去に(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を受けたことが(ある・ない)		
④本給付金と同時に 利用する給付金・貸付金につ いて			
⑤養成機 関及び 修業内 容につ いて	養成機関名		
	住 所		電話 (-)
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	修業に係る資格		
	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が (ある・ない)		
⑥希望する 支払い 金融機 関	金融機関名	口座の種類	普通・当座・その他
	支店名	支店	口座番号
	口座名義(フリガナ)		
⑦児童扶 養手当 の受給の 証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 年 月 日 (担当者氏名)		
(備考)			

(注意)

1 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。

修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。

「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、証明します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について				
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号		続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号		続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号		続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号		続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号		続柄	
住所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
(備考)				

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

伊丹市長 様

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所(別居の場合)		
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所(別居の場合)		
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所(別居の場合)		
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所(別居の場合)		

【添付書類】
・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】
・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
・所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。
① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人である
② あなたと生計を一にしている
③ 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様式第3号

伊丹市高等職業訓練促進給付金支給(変更)決定通知書

第 号
年 月 日

_____様

伊丹市長

さきに申請のあった高等職業訓練促進給付金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

① 支給金額	
② 支給金額の 決定理由	
③ 養成機関名	
④ 住 所	
⑤ 修業期間	
⑥ 修業に係る資格	
⑦ 備考	

様式第4号

伊丹市高等職業訓練修了支援給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

_____様

伊丹市長

さきに申請のあった高等職業訓練修了支援給付金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

① 支給金額	
② 支給金額の 決定理由	
③ 養成機関名	
④ 住 所	
⑤ 修業期間	
⑥ 修業に係る資格	
⑦ 備考	

様式第5号

伊丹市高等職業訓練促進給付金請求書(月分)

金 円也

ただし、高等職業訓練促進給付金として、上記金額を請求します。

年 月 日

伊丹市長 様

住 所

氏 名

様式第6号

出席状況確認書

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

上記の者は、_____年____月の授業日数____日
のうち、____日出席したことを報告します。

_____ 年 月 日

養成機関名

印

様式第7号

伊丹市高等職業訓練修了支援給付金請求書

金 円也

ただし、高等職業訓練修了支援給付金として、上記金額を請求します。

年 月 日

伊丹市長 様

住 所

氏 名

高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届出書

私、_____は下記のとおり高等職業訓練促進給付金の受給資格を喪失しましたので、高等職業訓練給付金の受給を辞退いたします。

記

【受給資格喪失日】

年 月 日

【受給資格喪失理由】

理由： _____

年 月 日

伊丹市長 様

住所：

氏名：

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

様式第9号

伊丹市高等職業訓練促進給付金取消決定通知書

第 号
年 月 日

_____様

伊丹市長

印

年 月 日付 第 号に基づき支給していました高等職業訓練促進給付金は、下記のとおり支給を終了することを決定しましたので通知します。

記

① 支給金額	
② 支給金額の 決定理由	
③ 養成機関名	
④ 所在地	
⑤ 修業期間	
⑥ 修業に係る資格	
⑦ 備考	